

2025(令和7)年度事業計画

1. はじめに

当財団は、平成27年4月1日に公益財団としての認定を受け、同月より以下の目的に基づき活動を開始しています。

【目的】

当財団は、東南・東アジア並びに我が国において広く育英事業を行い、世界の平和と繁栄並びに文化の向上に寄与する国内外の人材を育成することを目的とします。

2. 邦人学生向け育英事業

国内の大学に在籍する邦人学生に対し奨学金を支給します。

→昨年度の11名に続き、本年度は新たに10名前後を選抜。

昨年度から支給額を増額し月額5万円を支給しています。

3. 難民・避難民学生向け育英事業

① 紛争や迫害などから避難するため来日した学生(及び来日した保護者の子供である学生)に対する支援を実施してまいります。

☆神戸学院大学(ウクライナ人学生) 1名

～2022年より支援開始、昨春より大学院に進学

☆聖心女子大学 2024年4月より支援開始

～昨年に引き続きミャンマー人新入生1名を採用。累計2名へ

☆京都光華女子大学、2025年4月より開始

～初年度、ミャンマー人新入生1名を採用

☆経済基盤が著しく脆弱、との前提に立ち、月額7万円を支給します。

☆聖心女子大、京都光華女子大ともRHEP(※)との協同で実施します。

※Refugee Higher Education Program(難民高等教育プログラム)

② RHEP パートナー大学で修学中の学生で、標準修学期間で卒業できない学生の中からRHEP事務局が推薦する2名に対し、標準修学期限からの1年間を対象に最長1年間の奨学金支援を検討

～難民支援の人道的な側面を特に重視

4. 新公益法人制度への対応

内閣府主導の「財務規律の柔軟化・明確化」等に対応してまいります。

以上